

令和3年7月1日

保護者 様

福岡市教育委員会

押印の見直しと連絡手段のデジタル化の推進について

保護者の皆様におかれましては、日頃より学校教育へご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

現在、政府ではデジタル時代に向けた規制・制度見直しの一環として、書面主義、押印原則等に関する官民の規制・制度や慣行の見直しを進めております。

こうした動きを受け、福岡市教育委員会でも、保護者に求める押印のあり方について見直すとともに学校と保護者間の連絡手段のデジタル化を進めていきます。

基本的な方針は、下記のように考えておりますが、具体的な連絡手段や方法等は、学校より連絡させていただきますので、ご対応をよろしくお願いいたします。

記

1 学校が保護者に求める押印について

保護者が学校に提出する書類等については、押印を求めない。ただし、児童生徒の健康や命に関わる書類の確認等については、保護者の自署を求めるものとする。

【児童生徒の健康や命に関わる書類の例】

アレルギー対応食希望調査、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）、水泳の参加承諾書 等

2 学校・保護者間における連絡手段のデジタル化について

学校と保護者間の連絡を可能な限りデジタル化する。学校からの連絡は、ホームページへの掲載やメール（緊急メール）での配信、保護者からの連絡は、Google フォームを活用するなど、デジタル化を図る。

【学校が配信（配付）し、保護者の回答が不要なものについては次の①～③から選択】

- ①従来通り、紙媒体での配付
- ②掲載したことをメール等で通知し、学校ホームページに掲載
- ③メール（緊急メール）での配信

【学校が配信（配付）し、保護者の回答が必要なものについては次の①～③から選択】

- ①配付・回答ともに紙媒体（児童生徒の健康や命に関わる書類）
- ②QRコード付き文書を配付し、文書またはデジタル（Google フォーム）で回答
- ③メール（緊急メール）で配信し、デジタル（Google フォーム）で回答

【保護者が配信し、学校の回答が不要なもの】

- ①欠席連絡等を Google フォームで連絡